

最高裁で勝利するために、みなさんをお願いします。

- ◆署名にご協力をお願いします。
- ◆最高裁へひと言、みなさんの思いをお寄せ下さい。
(下記のハガキを切り取ってご活用ください)
- ◆「ビラ配布の自由を守る会」に入会してください。
(年会費 1口1000円)。
- ◆この事件をお知り合いの方々に広げてください。

みなさんの声が必要です。

要請先

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号
最高裁判所 第2小法廷 今井功裁判長殿

キリトリ線

郵便はがき

50円切手
をお貼りく
ださい

〒 1 2 4 - 0 0 1 1

葛飾ビラ配布弾圧事件
ビラ配布の自由を守る会
行

東京都葛飾区
四つ木5-2-12-202
平和センター内

みなさんから最高裁判所に、ひとことを

(住所：氏名)

葛飾ビラ配布弾圧事件とは

04年12月23日午後2時ごろ、オートロックでないマンションのドアポストに、荒川さんがビラを静かに届けていたところ、ある住民が「共産党のビラを配っている」と110番通報。亀有警察の刑事課長や公安部警察官が急行。その後逮捕、翌夕家宅捜索。お正月をはさんで23日間も勾留され、起訴された事件です。配布したのは、葛飾区議団日より、東京都議団ニュース、区民アンケートと返信用封筒の4種類で、区内全域で配布され、区民に届けられたものでした。

06年8月、東京地裁で無罪判決。

判決は「居住者とコンタクトを取る機会が事実上失われるというのは不当」として、集合ポストへのビラ配布はいかなる場合も合法であるとしたうえで、ビラをドアポストへ投函することも「刑事処罰の対象と見るような社会通念は確立しておらず、立ち入り行為は正当な理由があり」、無罪としました。



マスコミは、無罪判決を歓迎し、警察・検察のかたよった捜査を批判。「ビラはお金や組織を持たない人にとって、自分の主張を世間に訴える大切な表現方法である。」(東京新聞)、「表現の自由は基本的人権の中でも民主主義社会を支える根幹であり、最大限に尊重されねばならない。」(毎日新聞)とこぞって報道しました。

東京地検は、こうした世論を無視して控訴。東京高裁は07年12月、一審判決をくつがえして罰金5万円の有罪判決を出したのです。裁判官は、はじめに結論ありで、法も事実も無視し、有罪としました。新聞各社は社説で「ビラ配り有罪一常識を欠いた逆転判決」(朝日新聞)、「権力の暴走こそ監視せよ」(神奈川新聞)と批判の声をあげました。

民主主義と国民の暮らしを破壊する高裁逆転有罪判決。

荒川さんと弁護団は直ちに上告し、現在最高裁判所で必ず無罪判決をと闘っています。



葛飾ビラ配布弾圧事件 最高裁で勝利し

言論表現の 自由を守ろう

無罪

無罪(むご)罪のないこと。また、その人。

ビラ配布の自由を守る会

東京都葛飾区四つ木5-2-12-202
〒124-0011 平和センター内
連絡先電話 03-3826-0252

検索



ビラは大切な情報源、配る自由、受け取る自由を！

もの言えぬ社会の再来は許せない

まさかの不当判決でした。オートロックではないマンションのドアポストにビラを静かに投函することが、なぜ逮捕・23日間の勾留、そして最高裁にまで至るのか。

手錠・腰縄、取調べの侮辱は普通の市民として生きてきた私にとって耐え難い屈辱であり、失われた日々は家族にとっても取り返しようがありません。

この事件は急速に進む「戦争をする国」の体制作りの中で、公安警察・検察によって引き起こされました。狙い撃ちと刑法の目的外使用による治安維持法の実質的再現といえます。

憲法と平和を守るためにもビラの配布はかけがえのない力です。憲法21条で保障された人間の基本的な権利、言論・表現の自由、知る権利を守り抜きましょう。憲法に基づいた正しい判決をするよう最高裁を市民常識で埋め尽くして下さい。



荒川 庸生

「ビラ配布処罰は憲法違反」の判決を

市民間の自由な情報流通手段であるビラ配布を犯罪として取り締まるのが許されますか？

ポストの中にチラシが入っていたら、家まで犯罪者がやってきたと思いませんか？

答えは一つです。「そんなの犯罪じゃない！」最高裁の関いとは、ビラ配布を犯罪とすることが、国の最高法規である憲法に反することを問う関いに他なりません。ビラ配布処罰が違憲であるという結論こそが「常識」であることは、誰もが確信を持って訴えられる事実です。

国家権力による取締りが憲法に反するか否かを判断するという本来の役割を最高裁がきちんと果たすよう、共に最高裁に働きかけ、最高裁を動かし、民主主義を守る「常識」ある判決を最高裁に書かせましょう。

葛飾ビラ配布弾圧事件弁護団 主任弁護士 中村 欧介

ビラは住民と議員団をつなぐホットライン

荒川さんが配ってくれた「都議会報告」は乳幼児医療費の無料化、「区議団だより」は30人学級の実現など住民の願いや政策が載っており、いずれも一般のマスコミではなかなか伝えられないものです。

区議団だよりや区民アンケートは、議会活動の柱です。今回実施した「区民アンケート」には前回の2倍を超える返信があり、「働く場を確保して」「長時間勤務で子どもを産むか迷っている」など、深刻な声があふれています。区議団はその声を議会できちんととりあげ、実現に努力しています。アンケートは区民が区政に参加する大切な機会です。

日本共産党葛飾区議団長 渡辺 好枝



業者にとってもビラは大切

経営問題や生活問題などの“なんでも相談会”を毎月開催し、ビラで宣伝しています。

数年前のビラを大切に持って相談に見える方、資金繰りに行き詰まり、自殺しようと思いつめた方が、ポストに入っていたビラを見て薬にもすがら思いで相談に来られた方も何人かおられます。

区民や業者に配布するビラは、生活や営業をしていく上で大切な情報源、業者にとっては営業の内容を知らせるためのポスティングは大切な活動です。

葛飾民主商工会 河内 敏夫



ビラを受け取り、読む読まないは個人の自由

ポストに届けられるものには、暮らしに欠かせない情報や、住民の安全にかかわるものもある。大切な商品情報もあれば地域や政治についての情報発信もある。住民はそれをポストを通じて受け取る。読む読まないは本人が決めることである。

管理組合や管理人であっても、ビラ配布を阻止して居住者に読ませないようにするのは生活権を侵害することであり、知る権利・言論の自由を制約する行為にもつながる。まして、警察が逮捕するなど、民主社会に敵対する犯罪的行為というべきとんでもないことである。



マンション住民 小松 伸哉

言論の自由は民主主義社会の根幹

この裁判の最大の争点は、マンションでの平穏なビラ配りを権力が刑罰を使って取り締まることの是非です。言論の自由は、民主主義社会の根幹です。そして荒川さんがしたことは、国民主権、地方自治を支える大切な活動です。

権力によるその抑圧は許されないという圧倒的多数の声で、憲法を守る判決を最高裁に求めていきましょう。

憲法学者 小沢 隆一



キリトリ線

最高裁判所 第2小法廷 今井功裁判長 殿

葛飾ビラ配布弾圧事件

無罪判決要請署名

貴法廷で審理されている葛飾ビラ配布弾圧事件について、東京高裁の有罪判決をただし、荒川庸生さんに再び無罪判決をされるよう、要請するものです。

東京高裁は「憲法21条1項が保障する表現の自由は、民主的過程の維持等のために必要欠くべからざる基本的人権であり、最大限保障されることが憲法上要請されている」としながら、具体的な根拠を示すことなくその「制限を是認する」として誤った憲法判断を行ったうえで、事実関係を全く無視して、罰金5万円の逆転有罪としたのです。

最高裁判所は「憲法の番人」といわれています。貴第2小法廷が、最高裁としての任務を果たすためにも慎重で公正な審理を行い、再び無罪判決をされるよう要請します。

氏名	住所

署名は裁判所に提出する以外の目的で使用することはありません